

村山うどん 取扱い 登録申込書

氏名: _____
電話: _____ FAX: _____
住所: _____
アドレス: _____ @ _____ 紹介者: _____

私は以下「村山うどんの会趣旨」「村山うどんの販売目的」及び「取扱条件」を理解し登録申込みを致します。

取扱種別: (取扱飲食店 / 取扱販売店) ※希望の方に○印をお付けください

<個人情報利用目的>

いただいた個人情報は、以下の利用目的に使用し、村山うどんの会運営以外の目的には使用しません。

- ①村山うどん取扱飲食店、又は製造販売元への必要な連絡に使用するため。
- ②村山うどん取扱飲食店、又は製造販売元への迅速な対応のため。
- ③その他村山うどんの会運営のため。

<村山うどんの会趣旨>

本会は昔から武蔵村山で愛され、冠婚葬祭などでも食べ続けられてきた歴史ある「村山うどん」を調査研究し、伝統食文化である「村山うどん」を全国ブランドにするべく内外に発信し、より魅力ある武蔵村山を市民の手で創造していくことを目的とする。

<村山うどんの販売目的>

武蔵村山の伝統食文化である「村山うどん」を全国ブランドにすることを目的とする。

<取扱条件>

- ① 上記、村山うどんの販売目的を理解し賛同する者。
- ② 飲食業や商品販売の許可を取得している法人、個人、その他団体であること。
- ③ 当会の指定する村山うどんオリジナル商品(生麺、半生麺、つゆ)を使用し飲食店の営業又は、販売を行う者。
- ④ 商品取り扱いにあたり卸価格、支払条件などについて、「村山うどん」製造販売元である比留間製麺と貴店間で取引契約を交わし、その取引条件及び契約に準ずるものとする。
- ⑤ 取扱い飲食店の場合、年間の最低仕入高を 35,000 円以上とする。
これに満たない場合は当会の指導に準ずるものとし、改善が見受けられない場合は取扱い飲食店の資格を喪失し、のぼり等の表記物を撤去すること。
- ⑥ 販売価格は当会の指定する定価に準ずることとするが、貴店オリジナルのパッケージ商品と賞味期限まで 14 日となった商品についてはこの限りではない。
半生麺 500 円、つゆ 120 円、麺つゆセット 600 円、麺 3 食セット 1,450 円、
麺つゆ 3 食セット 1,750 円
- ⑦ 商品 PR 用に店頭で「のぼり」を使用する場合、村山うどんの会制作の「のぼり」を購入の上使用すること。

以上